

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：本巢市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.5%
全職員	61.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	100.8%
本庁係長相当職	102.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.1%
31～35年	92.1%
26～30年	94.8%
21～25年	97.8%
16～20年	79.0%
11～15年	87.4%
6～10年	88.3%
1～5年	77.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員に比べ、給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員が男性職員11%、女性職員42%と女性の割合が高いため、男女の給与の差異が大きくなっている
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は66%である
- ・勤続年数別1～5年目においては、他自治体からの割愛人事異動者等が含まれているため、男女の給与の差異が大きくなっている
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載していない
- ・医師職については、他の職と比べ給与水準が大きく異なることから除外している

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。